

# 新小・中学校等再編方針

平成22年12月15日

銚子市教育委員会

## はじめに

近年の全国的な少子化傾向の中、本市においても児童生徒の減少とそれに伴う学校の小規模化が進んでおり、大きな課題となっています。また、本市の学校施設の老朽化も進み、その改修・改築の必要性にも迫られています。

子供たちの健全な育成を図るためには、望ましい規模の集団を形成するとともに、よりよい教育環境を整備し、魅力と活力のある学校づくりを推進する必要があります。

そのため、市教育委員会は、平成16年3月に「小・中学校等再編方針」を策定し、第一期実施計画として、一部の学校の再編に取り組んできました。しかし、その後も学校の小規模化は進行し、また、耐震を含め校舎の老朽化への対応も課題となってきました。そのため、さらなる学校再編を推進するために平成20年2月に学校教育に関し優れた見識を有する方々やPTA関係者などを委員とする「銚子市小・中学校等再編検討委員会」を設置しました。

再編検討委員会は、児童生徒の減少や様々な社会の変化を考慮するとともに、活力があり安全で機能的な学校づくりを目指した具体的な方策について検討し、平成20年7月に中間報告をとりまとめました。その後、意見募集や地区別懇談会、保護者アンケート調査結果等を参考にさらに検討を重ね、平成21年7月に市教育委員会に最終報告を提出しました。

市教育委員会ではその最終報告を受け、各地区の保護者や地域の方々と意見交換を行ってきました。一方、学校再編は、老朽化した市の公共施設の更新・再配置、さらに市の財政状況との関係も考慮する必要があります。そのため、市教育委員会だけでなく市長部局とも協議を重ね、より現実的な再編について慎重に検討を続けてきました。そして、このたび、ここにその結果を「新小・中学校等再編方針」として策定しました。この再編方針は、将来の本市における学校教育のグランドデザインや基本理念となるものです。今後は、この再編方針に基づき、保護者や地域住民の方々のご理解とご協力を得ながら学校規模の適正化と適正配置及び教育環境の整備を推進し、次代を担う子供たちにとってよりよい教育環境の保障と充実に努めてまいります。

# 目 次

はじめに

■	再編方針の基本的な考え方について……………	1
	1 再編方針の位置付け	
	2 実施時期	
	3 再編のグループ分け	
	4 実施計画の策定	
■	本市の小・中学校の状況について……………	2
	1 児童生徒数の推移	
	2 学校施設の状況	
■	小・中学校の適正規模・適正配置について……………	3
	1 適正な学校規模の考え方	
	2 適正な学校配置の考え方	
	3 通学の安全確保や負担軽減	
■	学校再編で目指す学校づくりについて……………	4
	1 活力ある学校	
	2 学習の充実	
	3 学校行事等の活性化	
	4 その他	
■	諸課題への対応について……………	5
	1 学校選択制について	
	2 小中一貫校について	
■	再編の内容について……………	6
	1 小中学校の再編	
	2 市立幼稚園の再編	
	3 統合する場合の準備等について	
■	再編の進め方について……………	11
■	資 料 ……………	12

## 再編方針の基本的な考え方について

### 1 再編方針の位置付け

この再編方針は、小規模化が進む本市の小・中学校等について学校規模の適正化を図るとともに、校舎の改修等についても併せて考え、子供たちのよりよい教育環境を整備するための取組の基本として、長期的な視野に立った構想を示すものです。本市の小・中学校等の現状、学校再編の必要性、今後の学校づくりなど、小・中学校等の再編についての基本的な考え方とそれを実現していくための方向性をまとめています。

### 2 実施時期

再編検討委員会の最終報告では、平成20年度生まれの子が中学校に入学する平成33年度を目標年度とする考えが示されました。

しかし、学校再編は、保護者や学校関係者、地域住民の理解と協力のもとに進める必要があることや、公共施設の更新・再配置との関係も考慮する必要があります。そのため、「目標年度」という示し方はとらないこととしました。

実際の学校再編に当たっては、この再編方針の周知及び当面の実施計画の策定に一定期間が必要であることから、平成24年度から段階的に着手していきます。なお、教育制度の改正や社会情勢の変化等により考慮すべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

### 3 再編のグループ分け

小・中学校の連携や通学区域の整合性を図りながら再編を進めるためには、学校を単独で捉えるのではなく、地域性等を考慮し、複数校を単位としたまとまりのあるグループごとに検討することが現実的と考え、東部地区、中央地区、西部地区の3地区に編成します。

### 4 実施計画の策定

再編の実施に当たってはこの再編方針を基本として、各地区ごとに具体的な実施計画を策定しながら、再編を進めます。実施計画については、その時点での進捗状況や児童生徒数の推移、財政状況等を踏まえ、さらに、社会・経済情勢や保護者・学校関係者などの意見を加味しながら検討し、弾力的かつ現実的な計画を策定します。

## 本市の小・中学校の状況について

### 1 児童生徒数の推移

昭和30年以降の本市の児童生徒数の推移をみると、昭和36年の20,331人をピークに年々減少し、平成22年度は5,037人（小学校3,159人、中学校1,878人）となっています。また、今後も減少は続き、平成28年度には3,874人になると推計されます。

その結果、クラス替えのできる1学年2学級以上を確保することが困難となる学校が増えてきます。また、現在は1学年1学級を維持することができず、複数の学年で1学級となる「複式学級」（複数の学年が1学級を編成して教育活動を営む学級）を編成している小学校があります。

（資料1 児童生徒数の推移）

### 2 学校施設の状況

小・中学校等の校舎88棟のうち、昭和20年代に建築された第四中学校校舎をはじめ、昭和30年代から40年代に建築された校舎が多く、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた校舎が59棟もあります。これらは、経年とともに老朽化しており、日常的な修繕と喫緊の課題である耐震化への対応が必要となっています。

大規模な地震で倒壊・崩壊の危険性が高い校舎等については、国の方針に従い、耐震補強を進めていますが、これ以外の耐震性の低い校舎等についても、学校再編と併せて耐震化を計画的に進めていく必要があります。

（資料2 校地面積、校舎・体育館建築年）

## 小・中学校の適正規模・適正配置について

### 1 適正な学校規模の考え方

学校規模については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）で、「12学級以上18学級以下を標準とする」という考え方が示されています（補足資料1）。本市においても、一定規模を確保して教育環境を整備することに合理性があると考え、12学級から18学級までを適正な学校規模の目標とします。

しかし、通学距離を考慮すると適正化が困難な地域もあることから、1学年1学級（単学級）であっても容認せざるを得ない場合もあると考えます。

また、中学校においては、集団の固定化を避け社会性を伸ばす意味でも、クラス替えが可能な1学年2学級以上が望ましいと考えます。

なお、1学級の児童生徒数については、現在、国が30年ぶりとなる学級編制基準の見直しを計画し、40人学級を35・30人学級とする予定が示されていますが、財源確保の課題等から今後の動向が不透明な部分もあるため、現在の県の学級編制基準の弾力的な運用により、おおむね38人を想定することとします。

（資料3 学年及び年齢別人口）

### 2 適正な学校配置の考え方

児童生徒の通学距離の条件として法令では、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校においてはおおむね6km以内であること」という考え方が示されています（補足資料2）。

しかし、通学の負担及び安全性や利便性、地域の特性を十分に考慮した上で、今回の学校再編における通学距離の適正な範囲としては、小学校はおおむね2km以内、中学校はおおむね4km以内を基本とすることとします。

### 3 通学の安全確保や負担軽減

学校再編により通学路が変更になったり、通学距離が長くなったりすることが考えられますが、通学の安全確保については、関係機関や地域と連携して対策を講じていきます。また、通学距離の適正化を図るため、通学区域の変更についても必要に応じて検討を進めていきます。

さらに、遠距離通学者への通学費補助やスクールバス運行などの支援も必要となることが考えられますので、関係機関とも十分協議し、保護者等の負担軽減について対応していきます。

## 学校再編で目指す学校づくりについて

学校再編による学校規模の適正化とともに、良好な教育環境の整備を図ることで、次のように魅力と活力ある学校づくりを進めていきます。

### 1 活力ある学校

児童生徒が相互に刺激し合うことにより、学級や学年の活気を引き出します。

児童生徒が様々な友達と触れ合うことで、人間関係を豊かにするとともに、一人ひとりのコミュニケーション能力を育てていきます。

一定数の集団を必要とする音楽の合唱・合奏、体育などの集団競技を行う教科の学習を充実させていきます。

学級間の協力や良い意味での競争意識を育て、活力ある学校をつくります。

### 2 学習の充実

習熟度別授業やコース別授業など多様な形態の授業を充実させていきます。

多様な考え方に触れる機会を多くとり、思考を広げる授業の工夫をしていきます。

多くの教師の目で児童生徒を見つめ、児童生徒一人ひとりの長所を伸ばしていきます。適正な数の教師集団の中で日常的な教員研修の機会を増やし、さらに質の高い授業を目指していきます。

中学校で授業時間数の多い国語、数学、理科、社会、外国語（英語）の各教科について、専任の教員を複数確保（配置）し、授業のさらなる充実を図っていきます。

### 3 学校行事等の活性化

多くの児童生徒が運動会（体育祭）や文化祭などの学校行事に参加することによって活性化を図っていきます。

中学校の部活動において、生徒の興味・関心に応じた多様な部を設置するとともに、より活気あふれる部活動を展開していきます。

### 4 その他

修学旅行、遠足、移動教室などの旅行・集団宿泊的行事の引率教員を増やし、効果的な体験学習や安全確保の一層の徹底を図っていきます。

統合することで学校運営に係る経費の節減を図り、その分予算の重点配分を行うことで、施設整備の一層の充実を図っていきます。

## 諸課題への対応について

### 1 学校選択制について

学校選択性の導入は、当面見送り、現状の指定校変更制度を維持します。

児童生徒の就学すべき学校は、あらかじめ決められた通学区域に従って、市教育委員会が指定しています。しかし、様々な理由から必ずしも児童生徒や保護者の意向に沿わない場合もあるため、保護者の申立てにより「相当と認める理由」がある場合に限り、就学校を変更できる「指定校変更制度」が設けられています。

これに対して、市教育委員会が学校を指定する前に保護者の意見を聴取し、学校施設等で受け入れる余裕がある場合は希望する学校を就学校にできる制度が「学校選択制」です。

この制度は平成14年の学校教育法施行規則の改正により導入する自治体が増え、本市でも平成16年3月に策定した「小・中学校等再編方針」の実施計画に検討課題の一つとして挙げられました。しかし、小規模な学校がますます小規模化することや、学校間の児童生徒数の偏りが進む傾向があることなどから、最近では学校選択制を廃止する自治体が出始めています。

そこで、これらの背景を含め再編検討委員会で慎重に検討していただいたところ、「今回の市全体での大規模な小・中学校再編の時期に学校選択制を導入することは、保護者及び児童生徒にさらなる混乱を生じさせる懸念があることなどから、学校選択制の導入は当面見送り、現状の制度を維持することが望ましい。」

との報告を受けました。

市教育委員会ではこの報告を尊重し、学校選択制の導入を当面見送り、現状の指定校変更制度を維持しながら対応していきます。

### 2 小中一貫校について

小中一貫校の設置は、行わないこととします。

小中一貫教育は、小学校と中学校の9年間を通じた継続的なカリキュラムの編成と、小・中学校の滑らかな接続を図るとともに、小学校高学年の一部教科で中学校教員による専門性を活かした教科担任制が可能になることなどから、全国的に導入する自治体が増えています。

再編検討委員会からの中間報告を公表後、豊岡・八中地区から「小中一貫校設置」の要望があったことから、再編検討委員会で、その教育的効果、実現可能性など多角的に検討していただきました。

その中では、「豊岡小・八中を小中一貫校として特色ある学校にすべき」という意見や「小中一貫校にしても小規模校の課題を解決することはできない」という意見があり、小中一貫校設置の可否を結論づけるまでには至りませんでした。

そこで、市教育委員会では、豊岡・八中地区のPTA関係者や町内会長等の地域の方々と懇談会等を開催し、意見交換を行った上で慎重に検討してきました。

その結果、地域の思いは十分に理解できるが、中学生はある程度の規模の集団の中で学ぶことが有意義であり、統合して良好な教育環境を整備し、望ましい学校規模を確保することによって、教育内容の一層の充実を図るべきと考えられることから、小中一貫校の設置は行わないこととします。

## 再編の内容について

### 1 小・中学校の再編

#### (1) 基本的な考え方

小学校では、ほとんどの学年が単学級となることが推定される学校については再編を検討し、適正な学校規模である12学級から18学級まで(1学年2~3学級)の学校を目指します。しかし、小学校は、地域コミュニティーの中心であること、生活・地域に密着した学習が求められることなど、様々な面を考慮して検討していきます。

中学校では、ほとんどの学年が単学級になることが推定される学校を中心に再編を実施し、1学年2学級以上の学校を目指します。

小学校は、徒歩通学を基本とし、適正な通学距離をおおむね2km以内とします。それを超える場合は、路線バス、銚子電鉄等の利用やスクールバスの運行も想定します。しかし、近隣の小学校と統合することによって通学距離が極端に長くなる場合は、通学上の負担を軽減するために、今回の再編方針では現状のとおりとします。

中学校は、徒歩及び自転車による適正な通学距離をおおむね4km以内とします。それを超える場合は、路線バス、銚子電鉄、JR等の利用を想定するとともに、通学の利便性や周辺道路の状況を考慮します。

既存施設の活用を前提としますが、必要に応じ改修を行うとともに、老朽化が著しい校舎や不足する教室は、改築又は増築を想定して施設整備を進めていきます。

児童生徒の発達段階を考慮し、小学生より中学生の方が小規模化による影響が大きいと考え、原則として、中学校の再編を優先していきます。

一つの学校再編について実施計画を策定して3~5年をかけて実施し、一つの再編を完了させた後に次の再編に着手するというように、慎重かつ丁寧に進めていきます。

統合する場合は、原則として新たな学校を創設する前提で、保護者や学校関係者等の話し合いや公募に基づき、校名、校歌、校章、制服(中学校)等を検討します。

#### (2) 再編の概要

中学校8校を当面4校に再編します。その後、将来的に東部地区1校、中央地区1校、西部地区1校の全3校への再編を検討します。

小学校13校を当面10校に再編します。その後、将来的に東部地区1校、中央地区4校、西部地区2校の全7校への再編を検討します。

地区	中学校	小学校
東部地区	第一中学校、第二中学校、第三中学校	清水小学校、飯沼小学校、明神小学校、高神小学校
中央地区	第四中学校、第五中学校、第八中学校	本城小学校、春日小学校、海上小学校、豊岡小学校、双葉小学校
西部地区	第六中学校、第七中学校	船木小学校、椎柴小学校、豊里小学校、猿田小学校

### (3) 再編の全体構想

#### 中学校の再編

中学校の再編は、次のように進めていきます。

第四中学校と第八中学校の統合を軸として検討します。

第一中学校、第二中学校、第三中学校の統合に着手します。

第六中学校と第七中学校の統合に着手します。ただし、市の公共施設の更新・再配置計画との関係で、第六中学校と第七中学校の統合を第一・第二・第三中学校の統合より先に着手することもあります。

第五中学校については、当面現状のとおりとし、将来的に学区あるいは統合の検討をします。

#### 小学校の再編

中学校（第五中学校を除く）の再編終了後に、次のように小学校の再編を進めていきます。

清水小学校と飯沼小学校の統合を検討します。ただし、第一・第二・第三中学校の統合する位置によっては、清水小学校と飯沼小学校の統合が早まることがあります。

船木小学校、椎柴小学校、猿田小学校の統合を検討します。

明神小学校と高神小学校は、当面現状のとおりとし、将来的に東部地区小学校（清水小学校と飯沼小学校の統合校）との統合を検討します。

本城小学校と海上小学校は、当面現状のとおりとし、将来的に両校の統合を検討します。

春日小学校、豊里小学校、豊岡小学校及、双葉小学校は現状のとおりとします。

### (4) 具体的内容

#### 中学校

##### 東部地区

- ・ 第一中学校・第二中学校・第三中学校の3つの学校を統合して東部地区中学校とし、学校の位置は、現在の第三中学校の位置を候補地とします。ただし、今後、市の公共施設の更新等の進展によっては、飯沼小学校の位置を候補地とすることも検討します。

第二中学校及び第三中学校は、近い将来、単学級となる学年ができ、小規模校になることが推定されます。そこで、第一中学校、第二中学校及び第三中学校を統合し東部地区中学校とします。学校位置としては、学校敷地の広さ、通学の利便性・安全性等を勘案し、現在の第三中学校の位置を候補地とします。

第三中学校の校舎及び屋内運動場は、大半が築後40年から50年を経過しており老朽化しているため、新しい教育にも対応できるよう大規模な改修や全面的な改築を前提に検討します。

また、公共施設等の更新の動向によっては、現在の市体育館を優先的に東部地区中学校の屋内運動場として使用する方策も考えられます。このような場合は、飯沼小学校の位置を候補地とし、同校の校舎が築後40年から50年を経過して老朽化しているため、大規模な改修や全面的な改築を前提として検討します。

## 中央地区

- ・ 第四中学校と第八中学校の統合を軸として検討します。その場合、統合した中央地区中学校の位置は、現在の第四中学校の位置を候補地とします。

第四中学校の現在使用していない校舎は、再編計画とは別に解体を実施し、さらに校舎の整備を検討していきます。なお、第八中学校の空いた校舎等は、整備し豊岡小学校として活用します。

現在の第四中学校の校舎の一部は築後60年近く経過していて、第一期実施計画においても校舎の建て替えが示されており、校舎整備が強く求められています。そこで、八中との統合を見据えて、旧小学校校舎も活用しながら老朽化した校舎を改築し、教育環境を充実させていきます。なお、現在使用していない校舎は危険であるため、再編計画とは別に早期に解体します。

第八中学校に関しては、「第四中学校との統合」と「小中一貫校の設置」との両面から検討を重ねてきました。その結果、「中学生はある程度の規模の集団の中で学ぶことが有意義であり、第八中学校と第四中学校を統合して教育環境を整備し、望ましい学校規模を確保することによって、教育内容の一層の充実を図る」ことを重視し、両校を統合し中央地区中学校とします。統合後の第八中学校の校舎等は、整備して豊岡小学校として活用していきます。

- ・ 第五中学校は、当面現状のとおりとしますが、今後の生徒数の推移を見極めた上で、通学区域の検討を含め、最終的に近隣中学校（中央地区中学校又は西部地区中学校）との統合を検討します。

## 西部地区

- ・ 第六中学校・第七中学校を統合して西部地区中学校とし、学校の位置は、旧西高跡地を候補地とします。ただし、旧西高跡地については、市の公共施設の再配置や市西部地区の振興策の検討の中で候補地として利用できなくなる場合も考えられます。このような場合は、第六中学校の位置を候補地として検討します。

第六中学校及び第七中学校は、将来単学級となる学年が増え、小規模校になることが推定されることから、両校を統合して西部地区中学校とします。学校位置としては、学校敷地の広さ及び地域の要望等を勘案し、旧西高跡地を候補地とします。

旧西高の校舎は、昭和50年代前半の竣工で築後30年以上が経過しており、耐震化への対応に迫られています。そこで、新しい教育にも対応できるよう大規模改修を前提に整備します。

なお、旧西高跡地は、まとまった広大な土地として市西部地区の振興のため有効活用すべきとの考えもあります。このような検討の中で統合中学校の候補地としては利用できないこととなった場合は、第六中学校の校舎等の整備を前提に、同校の位置を候補地とすることとします。

## 小学校

### 東部地区

- ・ 清水小学校・飯沼小学校を統合して東部地区小学校とし、学校の位置は、現在の清水小学校の位置を候補地とします。

両校は将来小規模校になることが推定されること、また、互いに近接していることから、統合して適正規模の学校を目指します。

清水小学校の校舎（特別教室棟を除く。）及び屋内運動場は、昭和40年代の竣工で、築後40年程度経過しています。そこで、平成12年竣工の比較的新しい特別教室棟を活用しながら、他の校舎等を改修又は改築する方向で検討します。

- ・ 明神小学校と高神小学校は、当面現状のとおりとします。ただし、児童数の推移を見極めながら、将来的に東部地区小学校との統合を検討します。

### 中央地区

- ・ 春日小学校と双葉小学校は、将来的にも適正規模が確保できることから現状のとおりとします。

- ・ 本城小学校と海上小学校は、当面現状のとおりとします。ただし、今後、小規模校となることが推定されることから、児童数の推移の状況を見極めた上で、将来的には両校の統合を検討します。

- ・ 豊岡小学校は、近隣の小学校と統合した場合、通学距離が長くなることから、統合はせず、現状のとおりとします。また、第八中学校の再編後、あいた第八中学校の校舎等を整備し、使用します。

豊岡小学校は近隣の小学校と統合した場合、通学距離が長くなります。また、豊岡小学校の校舎は昭和40年代の建築で老朽化が進んでいます。そのため平成元年に建築された第八中学校校舎を含む八中全体を整備して使用し、よりよい環境で学習できるようにします。

### 西部地区

- ・ 船木小学校・椎柴小学校・猿田小学校を統合して西部地区小学校とし、学校の位置は、第六中学校の位置を候補地とします。ただし、第六中学校と第七中学校の統合の方向性によっては、別の候補地を検討することとします。

現在、船木小学校及び椎柴小学校は、全学年が単学級です。また、猿田小学校は一部の学年が複式学級の対象となり、今後、さらなる小規模化が推定されます。そこで、3校を統合して西部地区小学校とし、一定規模の児童数や学級数を確保します。学校位置としては、周辺の道路状況及び地域の要望等を勘案し、現在の第六中学校の位置を候補地とします。

第六中学校の校舎は、平成4年の竣工で比較的新しいものですが、屋内運動場は昭和40年の竣工で、築後40年以上経過しています。このため、屋内運動場の改築とともに、統合により不足する校舎を増築する方向で検討します。ただし、前述したように第六中学校と第七中学校の統合が第六中学校の位置で行われることとなった場合は、別の候補地を検討することとします。

- ・豊里小学校は、近隣の小学校と統合した場合、通学距離が長くなることから、統合はせず、現状のとおりとします。

## 2 市立幼稚園の再編

小学校の再編時に併設されている幼稚園については、再編後の小学校に併設することを原則として再編を進めます。

また、市立幼稚園の休止及び廃止等の基準に基づき、再編を進めます。

市立幼稚園も、最近の著しい少子化や幼児を取り巻く保育環境（保護者の就労環境）の変化などにより、園児数が大幅に減少しています。そのため幼稚園教育の一つの大きな目標である集団の中での教育への影響が懸念されています。

そこで、小学校の再編時に併設されている幼稚園については、再編後の小学校に併設することを原則として、再編を進めていきます。また、平成20年4月に定められた「市立幼稚園の休止及び廃止等の基準」に基づき、園児数の推移や将来的な幼保一元化の動向を見極めながら、幼稚園教育の充実を図ります。

清水幼稚園は、平成22年4月から休止中です。このため「基準」に基づき、平成22年度末をもって廃止することが既に決定されています。また、椎柴幼稚園については、平成22年度の園児募集を停止し現在5歳児のみの在籍となっているので、状況が大きく変わらない限り、平成23年4月から休止とし、平成23年度末をもって廃止とします。

（補足資料3）

## 3 統合する場合の準備等について

実際に統合する場合は統合準備委員会を設置し、統合するための準備「児童生徒の事前交流の計画・実施」や「PTAの話し合い」、中学校の場合は制服や体操服の変更などについて話し合います。時間をかけて十分な準備の後に統合を実施します。そのため、統合の着手から実際の統合まで、中学校の場合は4年間、小学校の場合は3年間かかります。

年次	準備等	
	中学校	小学校
1年次	中学校統合準備委員会の設立 制服、体操服等の話し合いと決定 校名・校歌・校章の募集 PTAの話し合い	小学校統合準備委員会の設立 体操服等の話し合いと決定 校名・校歌・校章の募集 PTAの話し合い
2年次	新入生制服、体操服の統一 (各1年生合同) 校名・校歌・校章の決定 統合校への移転計画作成 事前交流 PTAの話し合い	校名・校歌・校章の決定 統合校への移転計画作成 備品の移管等 名札の決定・注文 事前交流 PTA再編 閉校式
3年次	新入生制服、体操服の統一 (各1・2年生合同) 備品の移管等 名札の決定・注文 事前交流 PTA再編 閉校式	統合
4年次	統合	

## 再編の進め方について

学校再編の具体的な実施に当たっては、次の点に十分留意して進めていきます。

### （全市的な視野）

学校再編に当たっては、市の公共施設の更新・再配置計画との調整やまちづくりの観点からの検討も必要です。また、本市の厳しい財政状況からは、計画的かつ効率的な学校施設の整備が求められます。このため、市長部局と十分な協議を行い、全市的な視野に立って進めていきます。

### （住民説明）

学校再編は、学校の教育的役割のみならず、学校が地域で果たしてきた歴史的・文化的役割や公共的施設としての機能等の地域事情にも配慮しなければなりません。そこで、児童生徒数や学級数等の将来推計、学校の小規模化に伴う問題点等について、保護者や地域の方々に説明し、学校再編の必要性について共通の理解を深めながら進めていきます。

### （統合の視点）

学校が統合することによって児童生徒に及ぼす影響に対し、最大限に配慮する必要があります。そのためには、保護者、地域、学校、行政などの関係者が一体となって新しい学校をつくるという視点に立ち、統合を進める環境づくりに努めます。

### （統合準備）

実際の統合に際しては、地域の方々や関係者等の協力を得ながら進める必要があります。そのため、対象となる地域の方々や関係者等による統合準備委員会を設け、具体的な検討を進めます。

### （施設整備）

学校再編に当たっては、既存の学校施設や設備を最大限活用することを基本としますが、不足する校舎の増築とともに、建築後相当年数が経過した施設等については新しい教育に対応できるよう施設の大規模改修や改築を視野に入れ、検討を進めます。

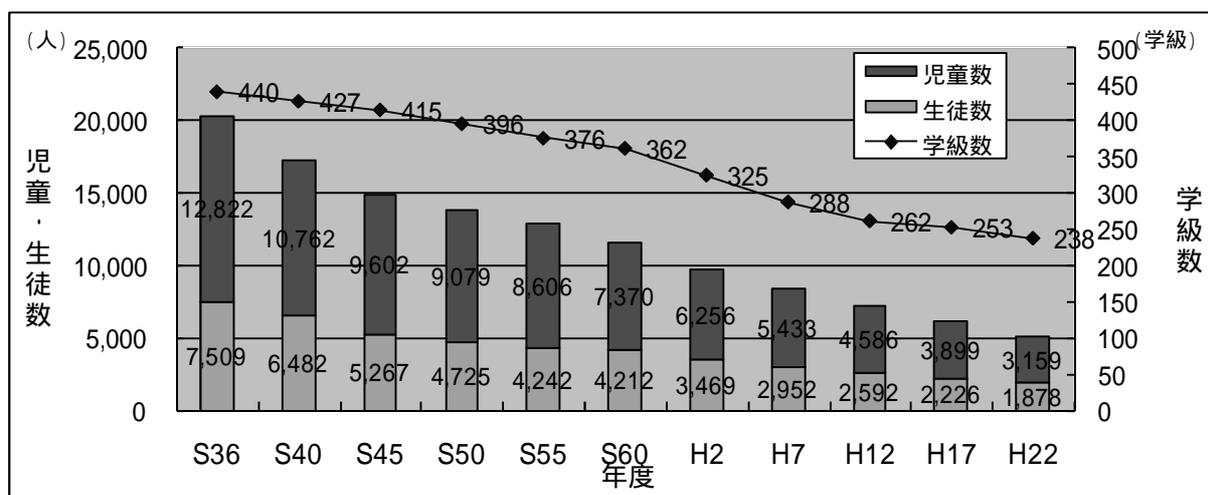
### （跡地等の利活用）

学校は、地域のシンボリックな存在であり、歴史的・文化的役割や公共施設としての機能等も担ってきました。そこで、学校再編により使用しなくなる施設や敷地については、これらの実情や地域住民からの要望等を考慮しながら、市の公共施設の再配置の候補地とすることを含め、幅広い有効活用の方策を検討します。

# 資料

## 資料1 児童生徒数の推移

(平成22年5月1日現在)



学級定員は、1964（昭和39）年度に45人、1980（同55）年度に40人に引き下げられた。

## 資料2 校地面積、校舎・体育館建築年

(平成22年5月1日現在)

(1) 中学校		斜体字は耐震性不足の診断、太字は耐震工事済み及び耐震工事实施及び今年度実施予定		
中学校名	校地面積（うち運動場）	校舎建築年	体育館建築年(面積)	
第一中学校	19,174㎡ (8,926㎡)	S36, 39, 49, <b>54</b> 年	S56年	(1,402㎡)
第二中学校	23,426㎡ (9,666㎡)	S37, 46, 48, 54年	S47年	(702㎡)
第三中学校	23,498㎡ (10,572㎡)	S32, 33, 34, 55年	S46年	(704㎡)
第四中学校	26,765㎡ (15,406㎡)	S28, 30, 46年, H2( <i>S27, S37</i> )	H3年	(1,303㎡)
第五中学校	22,087㎡ (14,669㎡)	S50, 59年	H4年	(1,254㎡)
第六中学校	14,079㎡ (6,624㎡)	H4年	S40年	(576㎡)
第七中学校	14,086㎡ (9,041㎡)	S62年	S42年	(504㎡)
第八中学校	9,345㎡ (4,873㎡)	H元年	S44年	(511㎡)
四中のS27, S37建築の校舎は現在使用していない				
(2) 小学校				
小学校名	校地面積（うち運動場）	校舎建築年	体育館建築年(面積)	
清水小学校	18,264㎡ (7,934㎡)	S40, 41, 44, 45, H12年	S47年	(823㎡)
飯沼小学校	18,074㎡ (13,281㎡)	S34, 35, 36, 37, <b>42, 44</b> 年	S45年	(576㎡)
明神小学校	21,481㎡ (10,545㎡)	S47, 48, 57年	S48年	(805㎡)
本城小学校	20,842㎡ (13,501㎡)	S36, 37, 43, 44, 47, 55年	S48年	(623㎡)
春日小学校	12,964㎡ (7,095㎡)	S38, 39, 42, 45, 49, 56年	H14年	(1,222㎡)
高神小学校	21,586㎡ (12,185㎡)	S62年	S47年	(504㎡)
海上小学校	11,547㎡ (6,129㎡)	S42, 43, 45, 46年	S53年	(746㎡)
船木小学校	6,927㎡ (4,628㎡)	H5年	S53年	(537㎡)
椎柴小学校	8,633㎡ (1,791㎡)	S44, H8年	S43年	(339㎡)
猿田小学校	8,778㎡ (5,184㎡)	S49, H7年	S54年	(549㎡)
豊里小学校	8,175㎡ (3,636㎡)	S42, 43, H6年	S57年	(508㎡)
豊岡小学校	9,506㎡ (4,970㎡)	S40, 44, 63年	S49年	(476㎡)
双葉小学校	11,870㎡ (6,105㎡)	H20年	H20年	(959㎡)

資料3 学年及び年齢別人口（通学区域別）

（平成22年5月1日現在）

（1）中学校

（単位：人）

学年年齢	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳
中学入学年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
第一中学校	127	112	116	109	102	113	101	93	73	57	64	78	68	70	68
学級数	4	4	4	3	3	3	3	3	2	2	2	3	2	2	2
第二中学校	57	47	49	39	54	39	33	50	26	43	19	44	27	25	27
学級数	2	2	2	2	2	2	1	2	1	2	1	2	1	1	1
第三中学校	70	66	57	62	42	59	55	46	52	48	36	41	46	35	42
学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1	2
第四中学校	191	170	178	153	118	118	123	120	104	114	116	105	87	103	84
学級数	6	5	5	5	4	4	4	4	3	3	4	3	3	3	3
第五中学校	97	107	114	103	101	105	99	98	100	84	67	71	83	79	51
学級数	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	2	2	3	3	2
第六中学校	37	51	30	34	37	51	26	41	42	39	29	28	37	32	35
学級数	1	2	1	1	1	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1
第七中学校	63	58	37	56	51	48	57	41	48	49	39	21	31	29	23
学級数	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
第八中学校	15	15	14	21	28	25	14	21	23	20	20	15	23	24	12
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	657	626	595	577	533	558	508	510	468	454	390	403	402	397	342
	在籍数			住民基本台帳											

小6以下の人口は住民基本台帳のデータによる人口。  
網掛けは、1学年38人以下で単学級が想定される場合。

統合した場合の人数及び学級数															
中学入学年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
一・二・三中学校	254	225	222	210	198	211	189	189	151	148	119	163	141	130	137
学級数	7	6	6	6	6	6	5	5	4	4	4	5	4	4	4
1学級的人数	36	38	37	35	33	35	38	38	38	37	30	33	35	33	34
四・八中学校	206	185	192	174	146	143	137	141	127	134	136	120	110	127	96
学級数	6	5	6	5	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4	3
1学級的人数	34	37	32	35	37	36	34	35	32	34	34	30	37	32	32
六・七中学校	100	109	67	90	88	99	83	82	90	88	68	49	68	61	58
学級数	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
1学級的人数	33	36	34	30	29	33	28	27	30	29	34	25	34	31	29

五中は今回の実施計画に入っていないため、表には記載していない。

## ( 2 ) 小学校

( 単位 : 人 )

学年年齢	小6	小5	小4	小3	小2	小1	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳	将来推計		
小学入学年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
清水小学校	60	54	50	46	39	38	24	13	36	27	33	26	29	29	29
学級数	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飯沼小学校	57	37	57	45	32	42	34	26	33	37	18	27	27	27	27
学級数	2	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明神小学校	54	52	64	51	54	40	33	51	42	41	37	42	40	40	40
学級数	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	2
本城小学校	48	51	47	52	46	42	41	29	33	38	45	27	37	37	37
学級数	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1	1	1	1
春日小学校	88	94	87	84	72	59	79	86	73	64	77	68	70	70	70
学級数	3	3	3	3	3	2	3	3	2	2	3	2	2	2	2
高神小学校	39	50	39	35	49	27	43	19	44	27	25	27	26	26	26
学級数	1	2	2	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1
海上小学校	46	44	44	39	50	61	38	35	34	41	30	23	31	31	31
学級数	2	2	2	1	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1
船木小学校	14	20	27	9	19	21	23	18	17	18	18	21	19	19	19
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
椎柴小学校	19	16	24	17	21	20	16	11	11	19	14	14	16	16	16
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
猿田小学校	5	5	6	6	3	0	5	3	4	4	4	1	3	3	3
学級数	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豊里小学校	50	49	46	53	39	48	49	39	21	31	29	23	28	28	28
学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
豊岡小学校	14	12	14	9	14	18	20	20	15	23	24	12	20	20	20
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
双葉小学校	80	55	56	61	76	48	49	40	40	32	43	31	35	35	35
学級数	3	2	2	2	3	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1
合計	574	539	561	507	514	464	454	390	403	402	397	342	380	380	380
				在籍数			住民基本台帳						将来推計		

児童生徒一覧表及び住民基本台帳のデータによる人口。  
 小学校の将来推計の人口は、2歳から0歳までの3年間の人口の平均値。  
 網掛けは、1学年38人以下で単学級が想定される場合。

## 統合した場合の人数及び学級数

小学入学年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
清水・飯沼	117	91	107	91	71	80	58	39	69	64	51	53	56	56	56
学級数	4	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
小学入学年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
船木・椎柴・猿田	38	41	57	32	43	41	44	32	32	41	36	36	38	38	38
学級数	1	2	2	1	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1
小学入学年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
本城・海上	94	95	91	91	96	103	79	64	67	79	75	50	68	68	68
学級数	3	3	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2	2	2	2

## 資料4 市立幼稚園児数及び施設の概要

(平成22年5月1日現在)

幼稚園名	定員(人)	5歳児	4歳児	合計	園舎築年	園舎面積
清水幼稚園	105	休園中		0	S38,42,49,H10年	464㎡
本城幼稚園	140	14	11	25	H5年	651㎡
春日幼稚園	70	19	19	38	H14年	516㎡
海上幼稚園	140	10	7	17	S34,42,49年	527㎡
船木幼稚園	70	9	6	15	S47年	295㎡
椎柴幼稚園	70	4		4	S45年	370㎡
豊里幼稚園	105	25	19	44	S58年	426㎡
合計	700	81	62	143		

## 補足資料1

「学校教育法施行規則」

## 第四十一条

小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(第七十九条 中学校に準用する。)

## 補足資料2

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

## 補足資料3

【市立幼稚園の休止及び廃止等の基準】(抜粋)

4歳児と5歳児の在籍する幼児数の合計が15名に満たない場合は、翌年度の幼児(在籍する幼児を除く。)の募集を停止し、在籍する幼児がいなくなった時点で休止とすることができる。

休止した年度末をもって、廃止とする。